

平成16年第5回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成16年12月6日  
午前10時00分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係 長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 7. 議案第39号 斑鳩町法定外公共物管理条例について
- 日程 8. 議案第40号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第41号 史跡中宮寺跡の用地の取得について
- 日程 10. 議案第42号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程 11. 議案第43号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 12. 議案第44号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 13. 議案第45号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 14. 議案第46号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 15. 議案第47号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について

- 日程 16 議案第 48 号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程 17 議案第 49 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について
- 日程 18 議案第 50 号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程 19 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて  
(その 1)
- 日程 20 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて  
(その 2)
- 日程 21 認定第 11 号 町道認定について
- 日程 22 同意第 11 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 23 報告第 12 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)
- 日程 24 報告第 13 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 16 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 5 号) について)
- 日程 25 報告第 14 号 平成 16 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更 (第 2 号) の報告について
- 追加日程 1 陳情第 4 号 陳情書

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前10時00分 開会)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより平成16年第5回斑鳩町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

本日は、ここに平成16年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、議員皆様方にはご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、各事業についても円滑に推進することが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まず、昨日の5日に執行いたしました「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票」の結果につきましては、心配しておりました投票率も62.14%と非常に高い数字となり、改めて住民の合併に対する関心が数字としてあらわれたものではないかと考えております。これもひとえに議員皆様方のご理解とご協力によるものと感謝申し上げます。この投票結果を真摯に受け止め、斑鳩町の将来について、議員皆様ともご相談申し上げ、住民皆様の意思を反映した選択をしてみたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたしております斑鳩町法定外公共物管理条例について外18議案につきましても提出させていただいておりますが、いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成16年度も過半期の半ばに差しかかり、諸事業につきましても順調に進捗しており、これもひとえに議員皆様方のおかげでありまして、今後もより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、付議議案の説明は後刻とさせていただきますが、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします

。本定例会の会議録署名議員には、8番、坂口議員、9番、浦野議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から12月21日までの16日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成16年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。16番、中川委員長。

○建設水道常任委員長(中川靖広君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月22日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめ他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の10月末時点での進捗状況として、中継ポンプ場築造工事については、電気設備が85%、機械設備が96%の進捗率であり、平成17年3月の完成に向け順調に工事が進められている。

また、竜田川幹線管渠第4号工事である、「稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東」までのシールド工事については、現在、約93%の進捗率である。

次に、町の公共下水道の進捗状況については、6月定例会で議決された、龍田北汚水幹線1工区工事は、現在推進工事を施行しており、順調に進められている。

同じく、6月定例会で議決された、阿波2丁目地内の第16工区-3工事は10月28日に竣工し、小吉田2丁目地内の第1工区-3工事についても、11月17日に竣工している。

また、5月に発注した法隆寺2丁目地内の面整備1件、9月に発注した龍田北1丁目地内面整備2件についても、いずれも工事は竣工している。

また、9月定例会で議決された第1工区－2工事については、既存の地下埋設物の状況を確認している。10月に入札した3路線についても、家屋の事前調査を進めており、年度内の完成を目指している。

測量設計業務については、幹線管渠の測量設計業務1件を入札し、年度内に完了する予定である。

最後に、供用開始に向けての準備作業として、供用開始の公示に関して、県との調整のほか、関係機関との協議など、予定どおり供用開始出来るよう進めているとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、警備員の配置について質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

本件については、当委員会として、説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件について、1つ、斑鳩町法定外公共物管理条例について、1つ、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、1つ、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、1つ、町道認定について、1つ、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、1つ、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、それぞれ12月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、法定外公共物管理条例に関して、里道・水路の幅員の決定は、町に移管されることでどのようになっていくのかと質問があり、理事者からは、町に移管されても手続は今までと変わらない。広範囲に及ぶため、明示申請等があった中で確定作業を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、各課所管に関する報告事項については、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち当委員会の所管に係るものについて、斑鳩町法定外公共物管理条例施行規則について、産業フェスティバルについて、観月祭について、各担当課より報告がされ、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁を得ております。

また、その他については、委員より、町が交わしている覚書について、道路計画についての質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

最後に、当委員会は、閉会中の所管事務について先進地視察を計画しておりましたが

、去る10月18日、19日の両日にわたり、岐阜県各務原市には水道管路の地図情報システム処理について、愛知県名古屋市には地震対策の水道施設管理についてという目的で、予定どおり先進地視察を実施いたしてまいりました。

各務原市では、当町が進めている配水施設や給水施設のデジタルデータ化に関して、システムを導入するに当たってシステムの選定方法やランニングコストの検討等について、実際に導入されている機器等も見学させていただきながら、担当者から話を聞きました。

また、名古屋市では、当町には石綿セメント管や経年した塩化ビニール管が多く残っているのが現状であり、震災等による危機管理が十分なものとは言えない状況にもあることから、地震対策での取り組みを中心に、整備方法や整備の優先順位などについて、担当者から話をお聞きしたところであります。

今回の研修の成果を、今後の上水道の給水サービス向上に役立てていけるよう、我々も取り組んでいきたいと考えております。

このほか、詳細につきましては、先進地視察報告書にまとめております。この視察研修に同行していただきました担当課の職員の皆様にも感謝を申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますのでご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月24日に厚生常任委員会を開会し、継続して調査中の事案等についての審査を行いました。その審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査事案のうち、（仮称）総合福祉会館整備事業についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、現在、建設用地の選定について慎重に進めているところで、詳細を報告できない状況にありますので、少し時間をいただく中で、早期建設

に向けて取り組んでいきたいとの説明を受け、本件について質疑を求めたところ、委員より特段の質疑はございませんでしたので、本件については説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件、1つとして、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について、2つとして、平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、3つとして、平成16年度斑鳩町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、4つとして、平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、いずれも12月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けました。

委員からは、いきいきの里の入浴料の改正について、町内と町外の確認の方法等について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

続いて、各課報告事項としまして、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、担当課より所管に係る補正予算の説明がありました。

次に、その他として、各委員より質疑意見を求めたところ、西憩いの家のカラオケ施設について、奈良県の福祉医療検討委員会の出した提言について、自動車リサイクル法について、放送のデジタル化に伴うテレビの不法投棄について質問があり、理事者より答弁がなされております。

最後に、当委員会は閉会中の所管事務について先進地視察を計画しておりましたが、10月19日、20日の両日にわたり、療育教室について愛知県木曾川町へ、総合福祉センターについて愛知県安城市へ、ごみ分別処理について愛知県碧南市へ、それぞれ予定どおり先進地視察を実施してまいりました。

木曾川町では、療育教室の体制や事業の実施状況について説明を受け、実際の施設も見学させていただきました。

安城市では、総合福祉センターの建設に関しての検討項目や具体的な施設の運営・管理等について説明をいただきました。

碧南市では、現在実施されているごみの分別について、その方法やごみの出し方、指定袋の有無のほか、分別指導員制度といった斑鳩町にはない制度などについて、詳細にわたり説明をいただきました。

それぞれ、今後の斑鳩町の施策を考えていく上での大変参考になったと思慮いたして



おります。

その他、詳細につきましては、先進地視察報告書にまとめております。

なお、この視察研修に同行していただきました担当課の職員の皆様にも感謝を申し上げます。報告とさせていただきます。

以上が閉会中におけます当委員会の審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして厚生常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 総務常任委員長の松田でございます。

9月議会以降、今日までにおける総務常任委員会の活動内容の主要な事項について報告を申し上げます。

その1つとしては、9月議会で承認を得ました先進地の行政調査研修視察の実施についてであります。10月7日、8日の両日にわたって実施をいたしました。

10月7日は、「実行性のある行財政改革にどう取り組むか」ということをテーマに設定し、岐阜県の多治見市の実情について研修をいたしました。特に多治見市では、行財政の効率的運用を図るため、組織体制としてはグループ制を採用し、「政策評価」のあり方に工夫、改善を図りながら積極的に対応していることを実感として受け止めることが出来ました。多治見市が行っている「政策評価」の考え方と取り組みの概要については、広報「議会だよりNo.42号」で報告させていただいているところであります。

2日目の10月8日は、愛知県佐織町の「防災行政無線設備」を中心とする「防災対策」についての調査研修を行いました。

佐織町は、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の集中豪雨、また昭和51年の台風17号による河川の決壊など、たび重なる風水害を受けてきた町であります。その被害体験を教訓に、住民と行政が一体となって防災対策が積極的に進められており、佐織町の全域に防災行政無線設備が完備をされ、「災害に強いまちづくり」を目指しており、多くの教訓を得ることが出来たと考えております。

なお、今回の多治見市、佐織町の行政視察研修に当たって、多くの貴重な資料を提供いただいております、これらは議会事務局に整理保管されていますので、参照いただければ幸いと考えているところであります。

次に、11月25日、総務常任委員会を開き、当面する事案について報告を受け、必要な審議をいたしましたので、順次報告させていただきます。

まず初めに、藤ノ木古墳の整備に関することについて報告をいたします。

藤ノ木古墳の整備計画は、来年度から3カ年計画で一般公開を目指した整備に着手するという方針を明らかにし、本年度中に整備実施の計画案を作成すべく鋭意努力が続けられ、11月8日に開かれました整備検討委員会では、石室の公開方法などについて議論が尽くされましたが、内部の仕切り方法などについて慎重な検討を要することとなり、結論を次回に持ち越すこととなったこと。

また、古墳南側にあったとされる宝積寺跡の解明を目指した調査について、国・県の今年度の補助事業として認められたことから、第6次調査として来年2月から3月にかけて実施することとし、12月定例議会に必要な予算措置を講ずることとした、との報告、説明を受け、これを了承することといたしました。

次に、史跡中宮寺跡の公有化についての取り組みであります。

平成15年度に引き続き、平成16年度分として、所有者8名、17筆、面積7,077平方メートルを予定どおり買い取りし、公有化を図ることとする。なお、16年度計画公有化に含めていなかった隣地の604平方メートルを史跡公園附属施設の建設用地に充当する目的で、地権者の要望も考慮して本年度で買い取ることにし、その費用1,742万560円について、12月定例議会で補正予算に組み込み対応したいとの説明があり、委員会としてはその措置について理解することといたしました。

続いて、その他の文化財の調査の状況について申し上げます。

法隆寺南大門前東側広場の発掘調査の結果についてであります。

7世紀代の河川跡が検出され、その中から聖徳太子が建立した斑鳩寺の焼亡に関連すると考えられる焼けた瓦や壁材などの遺物が多量に出土し、これら焼けた壁材の中には、日本最古に位置づけられる壁画片が発見されたと報告。

このことから、斑鳩町の教育委員会は、極めて貴重な出土品であるとして12月1日に報道発表を行い、4日、5日には一般を対象に、また12月11日には町内住民を対象に現地説明会を実施することにしたとの説明報告を受け、この措置について承知した

ところであります。

また、駒塚古墳の調査につきましては、現在、後円墳頂上にある宝篋印塔の調査に着手をしており、この調査終了後に解体工事を行い、墳丘の発掘調査を進めることにしているということであり、調査期間は約3カ月程度を予定しているということであります。

次に、安田家古文書の調査については、国・県の補助事業として実施したいと考えていたが、今年度の事業化が認められなかったので、12月定例議会で事業費の減額補正の処置をとることにしたとの報告であります。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査・整備保存に関することについての報告であります。

続いて、12月定例議会の付議予定議案の説明など、その他の審査事項について申し上げます。

12月定例議会で総務常任委員会に係る付議予定議案5件についての要旨の説明を受け、事案に対する認識を深めることにいたしました。

その主なものとしては、史跡中宮寺跡の16年度計画の用地取得、16年度一般会計補正予算（第6号）の概要説明、月ヶ瀬・都1村が奈良市と合併することに伴う組織変更に係るもの3件であります。

特にこの中で、一般会計補正予算の土木費に係る「法定外公共物の管理」及び「土地開発公社の損失補償」などに関連しての発言があったことを申し添えておきたいと存じます。

各課報告としては、「地震対策ガイド」の各戸配布の措置がとられたことの報告を了承し、続いて担当課長から、大字龍田財産区（下司田池）に係る建物収去、土地明渡請求事件について次のような報告と、今後の対応について所管委員会としての同意が求められました。すなわち、理事者側の説明は、奈良地方裁判所に提訴以来、今日まで審理が進められ、結審の段階にまできました。町側としては、裁判所の判決を求め、この事件の決着を図ることを基本的な方針として対応してまいりましたが、この段階に来て相手側が和解のための協議を強く求め、4,000万円という具体的な金額が明示されるなどの動きを見せてきたことから、これらの動きを判断し、和解協議が成立するかどうかの判断は別として、相手側との協議に応ずることにはしたいので了解してほしいということでありました。

このことについて、委員からは、提訴に至った経緯、公判を通じての顧問弁護士の見直し判断、町が考える和解の条件、相手側が明示した金額の根拠、住民への説明責任を果たし得るような和解内容が見通せるのか、等々様々な立場から質疑が繰り返されましたが、和解協議を進めるに当たっての是非について判断が出来る有効な材料を委員会として見出すことは困難であるとの認識で一致し、次のように集約することといたしました。

「相手側が求める和解協議に応ずるかどうかは、委員会論議を参考に顧問弁護士とも十分に打ち合わせ、町長の判断に委ねる」としたのであります。

以上が閉会中における総務常任委員会の主な活動内容の報告であります。よろしくご理解をいただきますようお願いし、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程6、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における都市基盤整備特別委員会の審査の結果についての報告を求めます。8番、坂口委員長。

○都市基盤整備特別委員長（坂口 徹君） それでは、都市基盤整備特別委員会委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月24日に全委員出席のもと、都市基盤整備特別委員会を開催し、継続審査案件について審査を行いました。その審査概要についてを報告いたします。

初めに、継続審査案件であります「都市計画道路の整備促進に関することについて」のうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応についての説明を受けました。

稲葉車瀬区間について、前回委員会で報告した農地地権者に対する買収単価提示のための説明会を9月15日に開催し、小吉田モデル区間の買収単価より低くなっていることで、同じ単価での買収を希望されたが、当日は単価設定の考え方など個々に説明し、改めて集まってもらうこととした。その後、11月5日に第3回の用地説明会を開催し、そこでも意見をいただいたが、国としても実勢価格ということで、提示した単価は変更出来ないとの説明をされ、その結果、農地地権者には国の提示単価にご理解を願ったところである。現在は、国から個別説明が行われているところで、これまで数件の契約を済ませているところであります。

次に、三室交差点の鬼坂の狭隘な部分の改良について、9月定例議会において龍田西の代替地内の町道認定を議決いただいたことから、当該代替地への移転に向けた条件整備が整い、残り1件についても、10月18日に国との買収契約に調印をしていただいた。来年度には移転していただくことで手続を進めていただくことになっております。

この件について、前回委員会でご指摘いただいた、代替地の町道認定区間、北側私道部分についても、排水の放流、水道管の布設、町道認定のお願いもさせていただき、その結果、排水の放流と水道管の布設については、現在のところ了解をいただいているが、私道部分の権原の取得及び町道認定については、まだ理解をいただけていない状況であります。

なお、代替地を提供するに当たり、土地開発公社の現在の簿価と売却価格に差が生じることとなり、その差額について一般会計より公社に補てんする補正をこの議会にお願いする予定である。

次に、昭和橋の右折レーン設置工事ですが、現在進められている橋の北側部分は、舗装の本復旧を残して年内に概ね終わり、12月中旬及び年明けに桁の仮設を行う予定であるとの報告がありました。

本件について、委員より、代替地の提供に関する質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

当委員会としては、説明を受け、了承したということで終わりました。

次に、「法隆寺線について」を議題とし、担当課長より現状についての説明を受けました。

工事の予定として、龍田南2丁目の中央公民館南側で、法隆寺線と交差する町道489号線からその南側の町道446号線までの間で、本線の延長としては約80メートルを道路の植栽や舗装など、道路表面の工事を年度内に行う予定である。また、前回委員会でも報告させていただいた、服部道町道401号線と区画整理区域の間の建物は10月末に土地の引き渡しを受け、現在更地となっている。なお、当該地に隣接している倉庫について、その土地の買収及び補償について、契約の調印をいただいております、当該区間の約130メートルの工事についても12月に入札を行う予定である。

また、未買収の用地について、事業に対して反対と言われている方とは継続して交渉しているが、まだ理解を願っていない状況で、出来るだけ早くご理解願えるよう努力していきたいと考えている。

また、その他の地権者とも買収に向け調整を行っているところで、出来るだけ早期に買収出来るよう努めてまいりたいと考えているとの報告がありました。

本件については、委員より特段の質疑もありませんでしたので、当委員会としては、説明を受け、了承をしたということで終わりました。

次に、「その他の路線について」は、委員より、法隆寺門前線に関して、交差している町道の幅員が狭いが広げることが出来ないかとの質問があり、歩道が角張っているので、その一部をスムーズに曲がれるように整備していくという方向で県と調整させていただいているとの答弁がありました。

続いて、2件目の継続審査案件であります「JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて」を議題とし、担当参事から説明を受けました。

まず、駅舎自由通路の意匠等のデザインですが、多数ご意見をいただいたことを踏まえ、駅舎自由通路の外観意匠デザイン及び自由通路内装デザインが出来上がってきました。

外観のイメージとして、基本設計のデザインをもとに検討し、階段部分の屋根の形状を陸屋根から入母屋風の勾配屋根に変更し、法隆寺の回廊をイメージした階段室、両サイド内側の窓を格子窓風とし、駅ホームの柵も格子風にデザインし、ホーム上家の柱を丸柱に変更している。

斑鳩らしい特徴ある駅づくりの一つとして検討をしてきた自由通路屋上への展望施設の設置については、高さ規制の中で展望施設の階高を確保するためには、2階自由通路の階高を部分的に下げて対応する必要があり、自由通路の階高が部分的に低い箇所ができ、通路内の歩行者空間形成に不調和が発生すること、また費用的にもエレベーターの設置も含め約1億円程度増額になることから、展望施設の設置は断念することとした。

自由通路内装のデザインは、斑鳩らしい特徴ある駅づくりの一つとして、回廊風にイメージしたデザインとし、利用者の方々が斑鳩らしい法隆寺の回廊の雰囲気を感じ取っていただけるのではないかと考えている。

次に、駅構内の廃線変更工事の関係ですが、12月中旬には着手される見込みですが、予定より工事着手が遅れている状況であります。

次に、周辺道路計画の関係ですが、新家地区のアクセス道路の関係や北口のJR廃線用地の道路計画、北口広場から北方面への町道の幅員計画等、ご指摘をいただいていることを踏まえて検討し、関係地権者や周辺地域の皆様とも十分調整させていただき、ご

理解を得る中で整備を進めていきたいと考えているとの説明を受けました。

委員よりは、点字ブロックの素材について、エスカレーターの安全対策について、駅前整備の流れと町の対応について、廃線用地の処分についてなど質疑がありましたが、それぞれ理事者より一定の答弁がされております。

本件については、当委員会としては、説明を受けたということで終わっております。

最後に、当委員会は、閉会中の所管事務について先進地視察を計画しておりましたが、10月4日、5日の両日にわたり、駅舎・駅前広場等整備について、愛知県豊橋市及び滋賀県高月町に予定どおり先進地視察を実施してまいりました。

豊橋市では、JR二川駅の駅舎整備について、自由通路、駅前広場、また都市計画道路等の整備について、その実施された事業の詳細についてを、また高月町では、これから実施されようとしているJR高月駅の橋上駅舎整備と駅周辺整備についてを、それぞれ担当より説明を受け、また現地も見学してまいりました。それぞれ、駅舎の規模や施工規模など参考となる部分が多く見受けられ、今後の法隆寺駅周辺整備事業の推進に当たり、非常に有意義であったと考えております。

ほか、詳細につきましては先進地視察報告書にまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、この視察に同行していただきました担当課の職員の方には感謝を申し上げたいと思います。

以上が、閉会中における当委員会の審査の概要であります。詳細につきましては、会議録に整理しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

これをもちまして、都市基盤整備特別委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、議案第39号 斑鳩町法定外公共物管理条例について、日程8、議案第40号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第41号 史跡中宮寺跡の用地の取得について、日程10、議案第42号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、日程11、議案第43号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程12、議案第44号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程13、議案第45号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）について、日程14、議案第46号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程15、議案第47号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程16、議案第48号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、日程17、議案第49号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、日程18、議案第50号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程19、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程20、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、日程21、認定第11号 町道認定について、日程22、同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程23、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程24、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、日程25、報告第14号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）の報告について、以上19議案を一括上程いたします。

これより、本定例会に付議されました19議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきましてご説明をいたします前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等につきまして、ご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、（仮称）総合福祉会館の整備についてであります。

本施設の早期建設に向け慎重に取り組んでいるところであり、もう少し時間をいただきたいと思っております。今後、建設用地の選定などがまとまりましたならば、担当常任委員会にご報告を申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、次世代育成支援行動計画の策定及び障害者福祉計画の見直しについてであります。

現在、次世代育成支援行動計画策定協議会及び障害者福祉計画検討委員会をそれぞれ



1 回開催いたしまして、多くのご意見をいただきました。また、作業部会につきましても、これまでそれぞれ3 回開催いたしまして、各委員からいただきましたご意見等を参考にしながら、検討課題や事業の内容、今後の方針等といった素案の作成を行っている最中であります。今後、それぞれの計画素案の早期作成に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いかるがパークウェイ整備事業についてであります。

小吉田モデル区間から延伸して事業を進めていただいております稲葉車瀬区間につきましては、9 月と1 1 月に地権者に対する用地説明会が実施され、用地単価について地権者の皆様方のご理解をいただき、現在、個々に契約を進めていただいているところであります。また、農地以外の土地建物所有者の皆様方へは年内を目処に補償額の提示を行えるよう国において検討をしていただいているところであります。

次に、都市計画道路法隆寺線につきましては、龍田南2 丁目では、中央公民館南側の町道4 8 9 号線から町道4 4 6 号線の区間において道路表面工事の発注をいたしてまいりまして、また、小吉田2 丁目では用地買収が完了いたしましたことから、町道4 0 1 号線（服部道）から南側区間の工事を近々に発注したいと考えております。それぞれの区間は3 月末までに工事を完了する予定であり、本年度中の供用開始に向けて関係機関との協議等を行っているところであります。

その他、未取得の事業用地につきましても早期にご協力をいただけるよう地権者との交渉に努めているところであります。

次に、J R 法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

現在、橋上駅舎自由通路の詳細設計作業を進めておりますが、これまで、斑鳩らしい法隆寺駅舎の整備をと、担当委員会でのご意見を踏まえてその意匠等について調整を進めてまいりました。ようやく駅舎自由通路の基本デザインの取りまとめができ、より詳細な設計作業に取り組んでいるところであります。

また、駅構内の配線変更2 面2 線化工事の着手であります。若干遅れておりましたが、1 2 月中旬頃に着手される見込みであると聞いておりますが、早期に着手できるよう要請をいたしているところであります。

また、駅前広場や周辺道路の一部について詳細設計作業を進めながら、駅周辺全体の道路整備について関係者の皆様方に対してご理解いただけるよう調整作業に取り組んでいるところであります。

次に、道路整備5カ年計画についてであります。

平成16年度から策定いたしました11路線の進捗状況であります。現在、3路線を工事施工しているところであり、年度内にさらに3路線の工事発注を予定しております。

また、残りの路線につきましても、地域関係者の皆様方のご理解とご協力を得られますよう調整を行っているところであります。

今後におきましても、生活道路整備の着実な推進に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、公共下水道事業につきましては、本年度に予定しておりました工事及び測量設計業務委託は、すべて発注を終え、現在、順調に進捗しているところであります。

また、平成17年4月からの一部の地域での供用開始に向けての準備についても、引き続き鋭意努力を行っているところであります。

次に、町の重要遺跡の保存整備についてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳につきましては、現在、整備に伴う基本設計書の策定に向け、整備検討委員会におきまして、墳丘、石室及びガイダンス施設の整備方法等についてご検討いただいております。本年度中にその取りまとめを行ってまいりたいと考えております。今後は、文化庁及び県と協議を進め、平成17年度から3カ年計画で史跡地内の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の公有化につきましては、平成15年度から3カ年計画で進めているところでありますが、本年度公有化を予定しております用地の取得についての議案を今議会に上程いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、先日の報道発表でご承知いただいております法隆寺門前広場の発掘調査の成果についての現地説明会を、去る12月4日と5日の2日間、発掘現場におきまして開催いたしましたところ、多くの皆様方が見学に訪れ、貴重な出土遺物をご覧いただきました。また、12月11日には、町民の皆様方を対象とした説明会を開催する予定であります。このたび、非常に文化財的価値の高い遺物が出土しましたことから、今後は調査範囲を拡張し、引き続き調査を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案第39号 斑鳩町法定外公共物管理条例についてであります。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法の成立により、国土交通省所管の財産であります里道及び水路等の法定外公共物が市町村に無償譲渡されることになり、当町におきましても、平成13年度から事前調査及び特定調査を実施してきたところであります。現在、譲与申請の途中でありますことから、今後、譲与に向けての国との契約を締結し、来年3月を目処に譲与を受けることに伴いまして、法定外公共物の適正な管理を行うために必要な事項を本条例において定めるものであります。

次に、議案第40号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてであります。

ふれあい交流センターいきいきの里は、平成12年4月に開館して以来、多くの皆様方にご利用をいただいておりますが、最近では利用者数も減少傾向を示し、施設の使用料収入も年々減少してきております。この施設は町の施設であり、その管理運営に町が大きな負担をしておりますことから、町外の利用者には相応の負担をしていただくことが妥当だと考え、近隣の施設の状況も参考にしながら値上げを行うものであります。

また、町内の利用者にはより気軽にご利用いただき、施設の目的であります住民の健康づくり、ふれあいづくり、地域文化づくりの促進と多世代間の交流の場の促進を図るため、値下げを行うものであります。

今後、町内の皆様方にはより多く利用していただけるように配慮してまいりたいと考えております。

次に、議案第41号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてであります。

冒頭で申し上げましたとおり、平成15年度から平成17年度の3カ年計画で用地の取得を進めており、平成15年度には計画範囲であります史跡指定範囲である約2万7,000平方メートルのうち、17筆8,372.68平方メートルの買い上げを実施いたしました。平成16年度では17筆7,077平方メートルの買い上げを実施するものであります。

契約の相手方は、川口三妙子外7名で、契約金額は1億8,564万9,710円でありまして、議会におきまして、用地の取得についての議決を賜りました後、本契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第42号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであ

ります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,956万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,845万9,000円とするものがあります。

その主な内容についてであります。はじめに、歳入予算の補正につきましては、第1款町税では、固定資産税で、地価の下落に伴い課税標準額が減額したこと、長引く景気低迷により設備投資額が減少したこと等により減額となるものの、町民税が給与所得等を含む総所得金額の減少率が低かったこと、長期譲渡所得及び株価の上昇による上場株式等所得が増額となったこと等により3,761万9,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、児童手当の支給に係る負担金の国庫承認の減額により、第1目民生費国庫負担金を364万8,000円減額し、第2項国庫補助金では、古文書調査費補助金が本年度国庫補助事業として採択されなかったことから減額をお願いするものの、保存整備費等補助金では史跡藤ノ木古墳第6次発掘調査に係る経費が新たに国庫承認を得られること、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び幼稚園就園奨励費補助金では、それぞれ対象事業費が増加することから、第4目教育費国庫補助金で88万4,000円の増額補正をお願いするものであり、合わせて276万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金では、第1項県負担金で、個人町民税の増額補正に伴い県民税払込額も増額となることから、第1目総務費県負担金を100万円増額し、第2目民生費県負担金では、民生費国庫負担金と同様の事由により72万2,000円の減額、第2項県補助金についても、教育費国庫補助金と同様の事由により40万円の増額補正をお願いするものであります。

また、第3項総務費県委託金では、市町村事務処理交付金の交付を受けましたことから、第1目総務費委託金で66万7,000円の増額補正をお願いするものであり、合わせて134万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入では、第4項雑入で、平成15年度末で大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の第1期建設事業の完了に伴い、これまでの負担額を精算いたしましたことから、第4目雑入で還付金336万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正についてであります。給料及び職員手当等の職員人件費につきましては、本年度の人事院勧告を踏まえ、当町では給与条例改正を行わないなか、4月に実施いたしました人事異動等に伴います補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただきます。

人件費以外の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

第2款総務費では、第1項総務管理費 第1目一般管理費で、育休等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから、臨時職員賃金で279万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費 第1目社会福祉総務費で、社会福祉協議会において職員の退職等に伴い、人件費の減額が生じたことから、社会福祉協議会への補助金458万8,000円の減額、また、国民健康保険事業特別会計における人件費に係る予算の補正に伴う国保職員給与費等繰出金及び国保出産育児一時金繰出金の増額により、国民健康保険事業特別会計への繰出金129万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第3目老人福祉費では、老人保健特別会計における医療給付費等が当初見込みを上回ることから、老人保健特別会計への繰出金948万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費に係る予算の補正に伴う職員給与費繰出金及び介護給付費等が当初見込みを上回ることから、介護保険事業特別会計への繰出金1,200万円の増額補正をお願いするものであります。

さらに、第2項児童福祉費 第2目児童手当費では、児童手当給付費の減少により509万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費では、第4項都市計画費 第1目都市計画総務費で、斑鳩町土地開発公社において保有地の処分にあたり売却損が生じますことから、その損失補てん5,019万2,000円の補正をお願いするものであります。土地開発公社につきましては、長期保有地の解消に向けて、今後一層の積極的な処分に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における人件費に係る予算の補正に伴う職員給与費繰出金の減額、及び消費税還付金の確定に伴う公共下水道事業費

繰出金の増額等により、公共下水道事業特別会計への繰出金 2 5 9 万 2 , 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 9 款教育費では、第 1 項教育総務費 第 3 目私立学校振興費で、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付を希望される保護者の数が当初を上回る見込みから、1 1 4 万 6 , 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

第 2 項小学校費 第 2 目教育振興費では、要保護及び準要保護認定者が当初を上回る見込みから、就学援助費等 6 2 万 4 , 0 0 0 円、また、第 3 項中学校費第 2 目教育振興費につきましても、同様の事由により、就学援助費等 3 5 万 9 , 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

第 3 目保健体育費では、給食調理員の病休に伴う補充として臨時職員を雇用しましたことから、賃金 3 1 万 1 , 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

また、第 4 項幼稚園費 第 1 目幼稚園費につきましても、教諭の病休に伴う補充として臨時講師を雇用しましたことから、賃金 4 2 万 8 , 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

さらに、第 5 項社会教育費では、第 4 目文化財保存費で、史跡中宮寺跡周辺整備用地について、地権者からの買い取り申し出がありましたことから、その用地費と補償額の増額、古文書整理事業の国庫補助未採択による減額及び史跡藤ノ木古墳第 6 次発掘調査費の増額により、1 , 7 3 5 万 9 , 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 1 1 款公債費では、第 1 項公債費 第 1 目元金で、平成 7 ・ 8 年度分の減税補てん債の借り換えの完了に伴い、本年度において償還すべき元金が確定したことにより 1 1 2 万円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第 1 2 款予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源 3 , 1 3 2 万 1 , 0 0 0 円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

また、本補正予算では、冒頭に述べさせていただきました理由により、法隆寺門前広場整備事業において、本年度会計において予算の支出を見込めないことから 4 , 8 4 0 万円の繰越明許費の予算を計上させていただいております。

次に、議案第 4 3 号 平成 1 6 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1 , 2 6 8 万 3 , 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 億 4 , 8 8 7 万 9 , 0 0 0 円とするも

のであります。

まず、歳入につきましては、第2款国庫支出金で7,543万7,000円の増額補正、第3款療養給付費交付金で748万円の減額補正をお願いするものであります。これらは、歳出の保険給付費の補正に伴いますもの、また平成15年度交付金の精算に伴いますものの補正であります。

第5款共同事業交付金におきまして、高額な保険給付が増加したことに伴い、当交付金の増加が見込まれることから4,342万円の増額補正をお願いするものであります。

第7款繰入金では、人件費分及び出産育児一時金に係る一般会計からの繰入額の補正であり、129万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第9款諸収入では、第三者行為に伴う納付があったことによる増額、また、前年度繰上充用金の確定に伴う歳入欠かん補てん収入の減額によりまして、1万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款総務費におきまして、人件費の職員手当等につきまして29万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第2款保険給付費につきましては、医療費の動向を勘案し決算見込額を推計し、9,625万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

第8款諸支出金では、過年度療養給付費国庫負担金の超過交付分を返還することから56万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

第10款前年度繰上充用金におきましては、執行額が確定したことに伴い、186万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

また、歳出の予備費にこれらの歳入歳出補正の差額1,743万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第44号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,370万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,938万1,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、老人保健法の規定に基づく支払基金・国・県・市町村の負担割合に応じて、第1款支払基金交付金で1億3,676万8,000円、第2款国

庫支出金で3,795万7,000円、第3款県支出金で949万1,000円、第4款繰入金で948万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第2款医療諸費におきまして、医療費の動向を勘案し決算見込額を推計し、1億9,370万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第45号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億678万1,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、第3款繰入金で、一般会計繰入金259万2,000円の増額補正、第5款諸収入では、消費税の確定申告に伴う還付金の額の確定により171万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款下水道費では、人件費で12万7,000円の減額補正、また、第2款公債費で、借入利率確定に伴い100万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第46号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今年度の介護保険におけます給付実績から今後の給付額を推計しますと予算額を上回る見込みでありますことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,412万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,978万9,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入では給付見込額に対する法令で定める割合の負担金等の不足分として国庫負担金及び支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金、準備基金繰入金を受け入れるための増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出では、介護サービス等諸費及び支援サービス等諸費の居宅介護及び居宅支援サービス給付関係費等の増額補正をお願いし、また介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費につきましては減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第47号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

水道事業費用といたしまして、人事異動に伴います人件費で38万5,000円の減額及び資産減耗費の固定資産除却費で370万円の増額補正と、資本的収入といたしま



して、石綿セメント管更新事業の国庫補助金確定により288万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第48号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

平成17年3月31日をもって、合併により添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都1村が廃されることとなり、奈良県市町村会館管理組合から月ヶ瀬村及び都1村を脱退させることにより、同組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてであります。

先の議案第48号と同じく、月ヶ瀬村及び都1村が廃されることから、同組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、及び同組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1及び同組合議会の議員の選挙区を定めている別表第2を改正することとなり、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

先の議案第49号と同じく、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号及び諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1、その2）であります。

現委員の後藤宇之松氏の任期が平成16年12月31日、及び山中眞悦氏の任期が平成17年2月28日をもって満了となることから、引き続き両氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第11号 町道認定についてであります。

高安西1丁目地内の開発道路の町への帰属による1路線及び服部1丁目地内の位置指

定道路の寄付による1路線の計2路線の認定をお願いするものであります。

次に、同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の奥上幸男氏の任期が平成16年12月21日をもって満了となることから、後任として宮瑤莊平氏を同委員に選任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る9月15日午前7時40分頃に、斑鳩町法隆寺南3丁目8番先の町道304号線を走行中に町道の路面に生じた陥没により自動車に損傷を与えたことに対する道路の瑕疵についての示談が成立しましたので、その損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

内容といたしましては、先の報告第12号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います、損害賠償に係ります保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,889万6,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第14号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）の報告についてであります。

今回の事業計画の変更につきましては、都市計画道路代替用地の処分と取得についてそれぞれ変更を行うものであります。

処分事業では、いかるがパークウェイ用地の買収に係る代替用地として、龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地を希望されている地権者がおられますことからその一部を処分するものであります。処分価格は2,707万4,000円となり、これに対し簿価は7,726万6,000円で、その差額5,019万2,000円が売却損とな

るため、土地開発公社の経営健全化を考慮し、一般会計からの損失補てんをお願いするものであります。

また、前回の変更予算において、この都市計画道路代替用地の道路部分の処分を計上したところでありますが、分筆に伴い処分面積が若干増えたことから83万8,000円を増額するものであります。

次に、都市計画道路代替用地の取得についてであります。今般、公有地拡大の推進に関する法律第5条の規定により龍田南3丁目地内の土地の買取り申出があり、都市計画道路法隆寺線に係る代替用地として取得しようとするものであります。代替用地取得費は1,165万3,000円となっております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程19、諮問第3号、日程20、諮問第4号、日程22、同意第11号、日程25、報告第14号を除く15議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第39号 斑鳩町法定外公共物管理条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君）　　すみません、少しこの議案について質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、この管理条例について、内容をちょっと読ませていただきましたが、この中で、財産管理という意味では、やはり占用等のことが細々と条例で整理されておるんですが、その前の明示というんですか、境界確定については一切ふれておられないんですが、これはなぜそのようになっているんですか。

○議長（浅井正八君）　　北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君）　　ただいま小野議員の方からご指摘いただきましたように

、条例の中でその明示等のことについてはふれておりませんが、これは境界の確定であるとか、そういったものについては、この財産を管理する上の手段ということで考えておきまして、管理に含まれると。そういったことで、この条例を受けて施行規則を設けておりますが、そちらの方ではそういった手続について整理をしておりますし、また実務的なことにつきましても、事務の取り扱いであるとか、内部規定でもって整理をさせていただきます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 条例というのは、その形で、財産管理という名目もありますので、この条例の中でうたっていくのが本筋ではないのかなと私は思っておるんですが、余り細々としたことを条例の中でうたうということはよくないという判断から、この占用のことについては細々とうたっているんです。まず占用許可、占用申請等については、明示が確定してなかったら話が進まない、第一歩なんですね。だから、本来はそれらのこともやはり大枠で条例化しておくのが私は本筋ではないかと思うんですが、まあ部長の答弁で、規則等で用意されているということですが、先ほどの中川委員長の委員会の報告の中でも、委員さんの方から、里道・水路の幅員の決定はどないなるんやということも聞いておられたみたいなんです。その中で、委員長の報告の中で、理事者側から、町に移管されても手続は今までと変わらない、そういう発言なんです。そしたら同じ、現在でしたら里道・水路明示については県の土木部の方から提示されているそういうマニュアルがあるんですね。それをそのまま出されるのか、またこの時にそういう説明をされてなかったのかなと思うんですが、今、その規則、それとか、それらの取り扱いについて、どのようなことを担当常任委員会に相談されているのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） さきの閉会中の常任委員会において、今回上程します条例案、それと施行規則の案についても説明を申し上げました。ただ、細かい事務的な取り扱いについて、先ほど私内規で決めておる、整理していくというふうに申し上げましたが、そこまでの説明はしておりません。

そういった中で、先ほど委員長報告にもあったような質問をいただいたわけですが、我々今後この手続につきましても、当然これまで県がやってきた手続の内容を引き続きやっていくわけではございますが、当然県がつくっておるマニュアル等も引き続いて当

然この手続については進めていくわけですが、やはり事細かく色んなことを、どれもこれもそのマニュアルに書いてある杓子定規な形でやっていくのがよいのか、あるいはそれが逆に手続を進める上で弊害が起きないのか、そういったこともこれからは、来年3月末までには一定の方向付けもしていく必要もありましょうし、また4月以降実際の手続が始まっていった中で、実務としてそういう色んなことが、特異な例が出てきた時に、どのように対処していくのか、そういったことも順次、実務を踏まえながら整理出来る範囲から手続がスムーズに進むような方向でこれからは事務処理に当たりたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今回の部長の答弁で少しちょっとわからないところもあるんですが、ということは、以前の下水道条例を制定する時はね、上程されるまでの間2回か3回、前の議会から色々担当常任委員会に案を提案していただいて、色々検討して、その中でやはり住民にとってどうだということ、将来の斑鳩町の財政的にもどうだということ、で15年の3月議会に提出されたとは私は記憶しております。だから、15年の3月ですね。そやから、その前年度の6月議会からそういうのが常任委員会で色々検討して、当然その中では規則を見せてくれと、どういう規則。規則は議会の議決を必要としないんですが、やはりそれが一番の住民にとってのポイントですから、それらについて事細やかに色々説明を受けて、それで納得した上で上程してもらった。

この条例については、今までの建水の常任委員長の報告では一切ふれておられなかったと私は記憶しておるんですが、以前から、何回か前から相談されておったんかどうかの確認だけさせてください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今回のこの条例につきましては、さきの11月に開催されました常任委員会で初めての報告というか、説明になっております。その以前には一切説明しておりません。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 総括質疑ですから、余りこだわったことは聞きたくないんですが、もう1点だけ聞かせてください。2条に、定義として、法定外公共物、これが、道路法とか下水道法、その他の法令の規定が適用又は準用されない公共用財産で、斑鳩町が国から譲与を受け公共用財産として管理する土地及び水面をいう。今の譲与の申請の中

で、例えば俗に言う道路認定をして、道路法による道路認定だと思っんですが、里道を含めての町道認定してるその里道、それは公図上はあくまでもまだ里道なんですね。あれは、多分供用をさせていただいているとか、そういうような取り扱いで町道認定をしておられると思うんです。都市計画下水路というんですか、それらについても同じことだと思っんですが、それらの部分については、このまま読めば定義からは外れるわけなんですね。だから、それらについてはどのようにされて、今、譲与を受ける中に入っているのか入ってないのか、それらも含めてご答弁願います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今のご質問の中の、既に里道であっても例えば町道として要は供用されている部分であるとか、そういったことだと思っんですが、そういった部分については、これは現段階ではまだ国の財産ではありますが、既に町道というふう認定しております、扱いは、この法定外公共物と同じに我々譲与を受けるわけですが、その後の扱いとしては、これは道路認定しておりますので、法定公共物、こういう扱いで今後は管理をしていきます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） もうちょっとわからないんです。あのね、この定義の中で、「この条例において『法定外公共物とは』」ということですね。この中に一つは、現に公共の用に供されている道路、それから堤、それから河川、水路、ため池その他これらに類するもののうち、道路法、道路法の規定が適用又は準用されない公共用財産。ということは、現在町道認定している里道、それとか俗に言う里道町道というのがあるんですね、法隆寺地区なんかでも。それについては、この定義から外れるんじゃないんですか。私はそのようにストレートに読んだら考えましたし、それからその分は譲与を受けないのかな。譲与を受けなかったら町の財産になりませんので、今は借りてるだけなんですよ。言葉的には私ちょっとわからないんですが、借りてそれを町道という具合に認定している。それで道路法上のそれを認定して、交付税の算定なんかも入っていると、そのように理解したらよろしいんでしょう。

それと、これは譲与の時に、現在用途廃止されているというんですか、用途廃止というのが、手続は終わってないが現場にない、公図にはあるけど現場にはない部分については譲与を受けることができないんですね。なぜかというたら、国がその財産を、用途廃止の費用を請求してくると。だから、公図の調査だけで現地を調査して、その中でこ

の部分については既になくなっていると。それは、それとのチェックをして譲与を受け  
たんです。リストアップしている。

今、この条例を見させてもらって、定義の中にこういうことを、これは全部入れてあ  
ります。その時の解釈が、既に町道の中に含まれている里道も譲与を受ける対象になっ  
てあったのか、いや、これはこれでほっておくんやと、それらを明確に答えてほしいと  
思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今、議員が言われましたそういう部分につきましては、  
これは今現在町が占用して町道として供用しているわけです。これについては、今現在  
は占用ですから、これは今回の法定外公共物と一緒に我々譲与を受けます。ただ、受け  
た後の扱いですが、それはもう既に町道として認定してますから、これは道路法の適用  
を受けるわけですので、この法定外公共物の管理条例によらずに道路法により管理する  
と、そういうことになります。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今の答弁でわかりましたので。

それで、先ほどの本来の質問させていただいたその明示についてなんですが、手続は  
今までとは変わらないというような答弁をされておるということについては、私はちょ  
っと不満があるんですね。といいますのは、今までの、これは県に対しては申しわけな  
いですが、明示の仕方については、私どもの町道明示といささか異なるところがある  
んです。それはしっかりと明示をしなくてはいけないという、建前上そういう具合にマ  
ニュアルもされとるし、取り扱いもそうしておられたと思うんですが、そういうことを  
することによって、例えば公共事業が止まってしまったり、また個人の土地利用が不可  
能になった、そんなような事例もたくさんありますので、せっかく地方分権の一括法に  
よる住民が一番近い自治体にその財産を譲与されるんだったら、それらをしっかりと考  
えながら、住民のため、町のためにその明示の仕方というものについては、弾力性を持  
って進めていただきたいと、そのようにお願いをいたしておいて終わります。

○議長（浅井正八君） ほか質疑ございますか。これをもって議案第39号に関する総括  
質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第39号は、建設水道常任委員会に付託いたしま  
す。

続いて、日程 8、議案第 40 号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。7 番、小野議員。

○議長（浅井正八君） 7 番、小野議員。

○7 番（小野隆雄君） 続いて総括質疑をさせていただきます。

この条例の一部を改正するという事で、町内と町外の方の利用料金というんですか、使用料ですか、それを区別して出していくと、今後やっていくということですが、私も厚生委員会に所属したことはないのですが、ちょっと間違ったら悪いと思いますが、このふれあい交流センターいきいきの里設置条例を設置した段階での町内の方、町外の方の使用ということで色々議論があったと思うんです。そのことについて、担当の方から、どういう議論があって、今、一括した使用料で今まで来て、そしてこのようになってくるのかということ、ちょっと経緯を説明していただきたい、このように思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この経緯は、最初する時には、私は町内だけに限るということで、町内から出発したと思います。そこで、委員会等のご意見を賜る中で、もし親戚の方が、やっぱり他町へ嫁がれたり、あるいはまた帰ってこられると、そういう方の関係等について、当然そういう方の配慮もすべきじゃないかということから、1 年ぐらいは見ようというやつを、半年ぐらいでしたかな、それで町外を対応してきた。

そういう経過の中で、町の場合は、どうしてもやっぱり東憩いの家、西憩いの家が無料でございますから、そういうことも考える中で、町内の方が少ない、町外が多い。町内の方が行こうとしてもなかなか行きにくいということ、厚生常任委員の委員の方、一般質問、あるいはまた常任委員会でそういうご指摘をされて、我々 1 年間そういう関係で怠ったということもございますけれども、そういうことを見る中で、これからは、やっぱり憩いの家も利用者が多いものですから、出来ればこれから老人の方もいきいきの里をご利用いただく、そういうことを何らか措置をしていく。無料でも出来るようなということで、今、敬老会等でもやってますような関係で、共通商品券をお止めして、そういう点では、4 月に無料券を配布して、出来るだけそういう利用者を歓迎していくという方に、そしてまたそれを口コミで広めていただいて、出来るだけ町内の方がやっぱりここでくつろいでいただくということがいいのではないかな。そういうことから、遅まきながらというのか、そういう点で、委員会の委員さんのご指摘に、大分



遅れたわけですが、ようやくこうして12月議会に、町内、町外という関係で、出来るだけ町内の方が利用しやすいような環境を整えていこうということで努めております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は担当と言うたんですが、町長からの確に答弁いただきました。たしか私もそのように思っております。その時に、色々な議論の中で、町内の方が町外の方かどないして区別するんだというような議論もありまして、大変町長も苦労されたというように私も拝見しておりました。

そうした中で、今の町長の話では、町内と町外を区別して使用料金を設定してということなんですが、まずどのように町内の方が町外の方かを区別されるのか、その方法なんです。

それと、当然今まではそういう区別はされておられなかったと思うんですが、仮にそれをしておられたら、このように町内の方を100円、16歳以上65歳未満の方でしたら100円下がるんですね。そしたら、町外の方が100円上がるということになるんですか。現在、使用料の収入、提案説明の中では、やはり負担をしていただかなければいけないということの意味もわかるんですが、どれぐらいの増収というんですか、それになるのか、そして区別の仕方というんですか、それはどのようなことを考えておられるのか、ちょっと教えてください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、町内と町外の方の判断をいたします関係につきましては、利用券というものを発行をさせていただこうというように考えております。ただ、町内の方がその利用券をお忘れになったとかいうような状況のことも想定もされますので、免許証等で判断が出来るようなものをお持ちであれば、それでも判断をさせていただこうかなというように今現在は考えて運用を図っていきたいなと思っております。

それから、料金設定の改正に伴っての使用料収入の状況の関係でございまして、平成15年度現在で入浴に關しましての使用料の關係は、約1,000万ほどの入浴料の使用料が入ってきております。それを町内と町外に分けて17年度から実施をさせていただくということを考えまして、どれだけの収入増になるか、もしくはまだ減になるかというところまでの推計という数字等はしておりませんが、今現在の入

浴の利用の状況を考えてみますと、町外の方が6割から7割の方の利用状況になってきておるといような状況の中では、このままの状況が推移すれば、相当量の使用料の入浴に関しての収入増になってくるのではないかとこのように考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 町外の方が、きちっとした判断はしてないけど、推測で6割から7割ぐらい現在利用されているということですね。仮にそうであったら、100円その方が上がるけど、4割から3割の方は下げるわけです。そしたら、トータル的に見ますと、余り変わらないであろうし、私は、この要旨の中に、「他市町村の類似施設の状況も調査するなか」ということなんですんで、町外の方が、便利だからあそこへおいでだ。その中には、400円という金額がどうなのか、私は調査してないのでわかりませんが、今度400円が500円になるということで、やはりちょっと足が遠のくんじやないかな、こんなようなことも心配するんですが、そういうことは、一応そしたらやってみようということで理解したらよろしいんですか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご利用を町内の方の関係で、今、お答えをさせていただきましたように、15年の実績というのが、大体つかんでおりますのが、町外の方が6割から7割ほどの利用状況になっておるといような状況の中で、先ほど議員も言われてますように、そんなに変われへんのじゃないかなということでおっしゃっていただけてますけど、15年の実績から見ますと、単純に町外の利用者6割、町内の利用者を4割ということで、この料金設定で試算をしてみますと、15年度実績から120～130万ほどの増収になるのではないかなというように試算はいたしております。

これを、町内の方を下げさせていただいたと申しますのも、町内の方の利用が、今、申しあげましたように、3割から4割の利用状況となっておりますので、それらの町内の方の住民の方の利用を促進するという考え方にも立って、こういう料金の設定をさせていただいて運用を図っていきたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） ふれあい交流センターの関係なんですけども、今回は利用者を増やしていこうということで料金改定なんかを行おうという提案をされているんですけども、このいきいきの里については、今日まで委員の中でもしばしば指摘をしているのは

、会議室が非常に小さ過ぎるし、余り利用効率が無いと違うかと、不十分だという指摘と、さらにいきいきの里、健康増進ということで、ゲートボールの関係も基準に合わないで中途半端と違うか。だから、むしろゲートボール場などを会議室用にもうちょっと施設のあり方を考えて、そして増収を図るということも考えるべきでないのかということがしばしばこの議会の中でも指摘をされているし、行政側も、その面について十分検討して具体的な面を考えたい、そういうふうな答弁もあったというふうに私は記憶しているんです。そういう面で、今回は、実際そういうことをふれずに料金だけ改定するんやと。そして、採算が取れるか取れないか、とてもじゃないけど現在の実態からいっても、改定しても僕は採算取れないと見とる。

ですから、少しでも収入を増やそうという気持ちはわかるんですけども、そういった面について、どちらも皆中途半端に終わっているということですから、どちらかを一つに寄せてきちっとしたものをつくる。そして、利用効率を高めるというふうなことを考えないと、料金だけをやってみても増収対策にはならぬのと違うかというように思うんですけども、そういう考え方については今回全然ふれられていないんですけども、これまでの我々の指摘と、それに対する町側の答へと、そして今回の措置等について、非常に私は疑問を感じるんです。この辺についてどういうふうにお考えになっているのか、この際お聞かせいただきたい、こう思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、松田議員のご指摘のように、16年度中ということで、17年度そういう旨に向けて、今現在担当と十二分に協議をしながら、この料金設定等についても、以前からそういうご指摘ございましたように、我々としては、やっぱりそういう場所を、会議室なり、有効利用出来るようなものを来年度に建設をしまいたい。1年遅れましたものの、そういうことも踏まえて、今現在担当と十二分に協議しながら進めさせていただいて、担当委員会に、この料金の関係等も12月ございますけども、そういう話もさせていただいて、出来るだけ効率よくご利用いただけるような環境づくりにしまいたいと思っております。

○議長（浅井正八君） ほかに質疑ございませんか。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私もこの施設については、色々中途半端な形で失敗したなど思っているんですが、今の松田議員の質問で町長が検討していくと言われてますけどね、色んな、施設には浄化槽の大きさとか、色々な今までの許可を取っている状況もあると思

うんです。あの地域がどういう地域であるのか私は知りませんが、だからあそこへ建物を増築するという事は、私はなかなか難しいのかなど。この点も、町長、担当課と色々協議されて進めて行ってほしい。町自体がそういうことに、法に、建築基準法なり、それらにふれてくるような施設の増築の仕方だけはやめてほしい、そのように思いますので、しっかりと調査していただきたい、そのように思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、質問者も言われてますような形で、今現在建っておりますところは調整区域になっておりますので、それらも含める中で、当然増築が可能な法的な手続等も調査をする中で着手をしてまいりたいというようには思っております。

○議長（浅井正八君） ほかがございませんか。よろしいですか。これをもって議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第41号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第42号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第43号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第44号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第44号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程13、議案第45号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第45号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
。   
続いて、日程14、議案第46号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第46号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程15、議案第47号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第47号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
。   
続いて、日程16、議案第48号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程17、議案第49号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第50号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第50号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程20、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)、以上2議案を会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって、諮問第3号、諮問第4号については、一括議題として委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) まず、諮問第3号についてご説明申し上げます。

現委員の後藤宇之松氏の任期が、平成16年12月31日付をもって満了となることから、同氏を引き続き推薦いたしたく意見を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成16年12月6日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町神南3丁目3番21号

氏 名 後藤宇之松

生年月日 昭和7年10月18日

なお、同氏の略歴につきましては次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞ推薦について、満場一致でご了承を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、諮問第4号についてご説明申し上げます。

現委員の山中眞悦氏の任期が、平成17年2月28日付をもって満了することから、同氏を引き続き推薦いたしたく意見を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成16年12月6日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町小吉田1丁目1番7号

氏 名 山中眞悦

生年月日 昭和29年3月23日

なお、同氏の略歴について次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞ推薦について、満場一致をもってご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。諮問第3号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご意義ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって日程19、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）は、満場一致で適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。諮問第4号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご意義ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって日程20、諮問第4号 人権擁護委

員の推薦について意見を求めることについて（その２）は、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程２１、認定第１１号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。７番、小野議員。

○７番（小野隆雄君） すみません、ちょっと教えて欲しいんですが、整理番号２番、町道４０４５号線ということなんですが、この路線については、３１２番の３と３１２番の１を、町の所有になっておるので、認定をいたしておられると解釈したらよろしいんですか。その上の方は何番地先というふうになっていますが、その点、そのようにきっちとされてるのかどうか。この中に公図とか、あれがないのでわからないので、ちょっと教えてくださいませんか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今、小野議員の質問ですが、町道４０４５号線については、起点が３１２番の３で、終点が３１２番の１になっております。

○議長（浅井正八君） ７番、小野議員。

○７番（小野隆雄君） 認定に付すべき路線としての起点、終点の書き方がこれ違うでしょう。だから、こういうことなんか担当の者はすぐわかっていると思いますから、そのように、今、質問してるんやけどね、なぜそんなんすぐに答弁できんのかなと、ちょっと心配になります。だから、これはあくまでも、３１２の３番、３１２の１番が接続になっておって、道路形状であって、しかもその土地は町へ所有権が移っていると。だから、これについては、普通の起点、終点の表示の仕方、例えば上の６５６番５先という先を除いていると、そういうことでよろしいんですね。今の部長の答弁でわかりますけどね、課長、当然こういうことはわかって出しておられるんだと思いますからね、すぐにやっぱり答弁してほしい。なぜその空間があくんな、不思議でしゃあないです。それだけ申し上げて終わっておきます。

○議長（浅井正八君） ほかがございませんか。これをもって認定第１１号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第１１号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程２２、同意第１１号、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第２項の規定により、委員会



付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって同意第11号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、ご説明申し上げます。

現委員の奥上幸男氏の任期が、平成16年12月21日をもって満了となることから、同氏の後任者について議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第11号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の  
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成16年12月6日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田2丁目1番7号

氏 名 宮崎莊平

生年月日 昭和15年8月14日

なお、同氏の略歴については次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、日程22、同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。

続いて、日程23、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（

損害賠償の額の決定について)、日程24、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により決定された町長の専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)の2議案を一括議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(浅井正八君) これをもって報告第12号、報告第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第12号、報告第13号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程25、報告第14号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって報告第14号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。藤原企画財政課長。

- 企画財政課長(藤原伸宏君) まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第14号

平成16年度斑鳩町土地開発公社

事業計画の変更(第2号)の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成16年12月6日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成16年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算書（第2号）の10ページをご覧くださいと思います。平成16年度事業計画変更予算（第2号）説明書によりご説明を申し上げます。

まず、処分事業の都市計画道路代替用地処分でございます。現在、国では、三室交差点付近におきましてパークウェイ事業用地の交渉に当たられており、その中で、地権者のお1人が、斑鳩町土地開発公社所有の龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地を代替地として希望されておりますことから、面積297.52平方メートル、90坪を2,707万4,000円で処分し、代替地として提供したいと考えております。

また、第1号の変更予算におきまして、当該道路の処分を計上させていただいたところでございますが、分筆に伴い処分面積が確定いたしましたことから、面積で3.17平方メートルの増となり、83万8,000円を増額しております。これらを合わせまして、変更予定額は2,791万2,000円となっております。

1枚めくっていただきまして、3枚の資料を最後につけさせていただいております。それをご覧くださいと思います。

龍田西8丁目の公社保有地処分と書かれた資料でございます。

今回代替地として処分いたします用地の簿価でございますが、この資料の下から3行目、代替用地処分簿価として7,726万5,686円で、この代替用地処分予定額は2,707万4,320円となり、簿価との差額5,019万1,366円が損失として生じてまいります。この損失につきましては、土地開発公社の経営健全化の観点から、一般会計から損失補てんをしていきたいと考えており、一般会計補正予算（第6号）において計上させていただいたところでございます。

また、この残地につきましても、またその他の保有地につきましても、土地購入から相当年数が経過しておりまして、地価の下落に伴う含み損が生じておるところでございますが、それぞれ処分が確定いたしました時点で、その都度同様に損失補てんをしてまいりたいと考えております。

また、土地開発公社につきましては、これまでも経営健全化を図るため、代替地の情報提供を積極的に行うと共に、法隆寺駅前整備事業用地の土地開発基金への処分などを計画的に進めてまいりましたが、取得後5年以上を経過した土地が相当残っておりますことから、今後さらに保有地の処分を進める方策を講じてまいりたいと考えていますの

で、議員皆様方には、その点ご理解を賜りましてご了承いただきたい、お願い申し上げます。

続きまして、先ほどの11ページにお戻りいただきたいと思います。取得事業につきましてご説明をさせていただきます。

都市計画道路代替用地取得としまして1,165万3,000円を追加するものでございます。これは、今般公有地の拡大の推進に関する法律第5条の規定により、龍田南3丁目地内の土地の買い取り申し出がございまして、都市計画道路法隆寺線に係る代替地として希望されている方がございますことから、都市計画道路代替用地として取得しようとするものでございます。

続きまして2ページをお開きください。第1表、収益的収入及び支出予算でございます。

収入では、事業収益、公有地取得事業収益で、既定予定額2億2,072万7,000円に2,791万2,000円を増額し、2億4,863万9,000円とし、その他の特別利益で5,019万2,000円を追加しております。この特別利益は、先ほど申し上げました一般会計からの損失補てんの受け入れでございます。

支出では、事業原価、公有地取得事業原価で、既定予定額2億2,072万7,000円に7,810万4,000円を増額し、2億9,883万1,000円とするものでございます。

次に、3ページの第2表、資本的収入及び支出予算をご覧ください。

収入では、資本的収入、借入金で、既定予定額9億2,809万円から4,882万2,000円を減じ、8億7,926万8,000円とし、支出では、資本的支出、公有地取得事業費で、既定予定額10億3,809万円に9,465万3,000円を増額し11億3,274万3,000円に、また借入金償還金では、既定予定額1億1,000万円に8,300万円を増額し1億9,300万円とするものでございます。

4ページ以降には、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示ししておりますが、説明は割愛させていただきたいと思います。後ほどご参照いただければと思います。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明にかえさせていただきます。

(総則)

第1条 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量に、次の項目を追加する。

1. 都市計画道路代替用地取得

(収益的収入及び支出)

第3条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

収益的収入 既定予定額2億2,074万7,000円、変更予定額7,810万4,000円、合計2億9,885万1,000円。

収益的支出 既定予定額2億2,082万7,000円、変更予定額7,810万4,000円、合計2億9,893万1,000円。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 既定の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2億5,347万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億5,347万5,000円で補てんするものとする。)

資本的収入 既定予定額9億2,809万円、変更予定額△4,882万2,000円、合計8億7,926万8,000円。

資本的支出 既定予定額10億3,809万円、変更予定額9,465万3,000円、合計11億3,274万3,000円。

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成16年11月5日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第14号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後0時12分 休憩）

---

（午後0時14分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

本件について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ちょっと報告の中で教えてほしいんですけどね、今回公拓法の第5条に基づいての龍田南3丁目地内の土地を買い取りされる。金額とか、龍田南3丁目というのはわかるんですが、その土地がどんな土地なのか。所有者とか、そんなん一切結構ですもんけど、地目が何なのか、それらについてはやっぱりちょっと何かつくとくべきだと思うんですね。でないと、先ほど課長の方で塩漬けのことを話もされておりますけどね、どんな土地を取得されるのか。法隆寺線の代替用地ということでも話をされとるんですが、ところが、今後法隆寺線を進めていく時に代替用地を希望される可能性とか、現在希望されてるのがあるから、申し出があるから取得するんだということにもつながってくるんだと思うんですが、所有者とかそんなんは一切結構ですけど、どれくらい大きさがあって、地目がどういうもので、代替用地として有効であると、そういう説明がなかったらやはりなかなか納得しにくいと思うんですが、その点どうなんですか。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 代替用地として取得をいたしますのは、まず地目が田でございまして。面積につきましては、193平方メートル。この土地につきましては、町道に隣接した土地でございまして。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 用途地域は。

また、後でちょっと、そういうようなことも、今後取得される土地については、そういう調査も全部すべてきちっとしておられると思いますので、それらも説明の中へ入れていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。これで終わります。

○議長（浅井正八君） ほかにございますか。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 先ほども塩漬けになっている土地のことで、町長の説明の中

でも、売却損が生じたことで長期保有地の解消に向けて今後一層積極的な処分に努めてまいるといっても言われております。我々も本当にこの点については、財政難と言われる中で心配している問題、大きな問題なんですけど、一つちょっと考え方を教えていただきたいんですが、この龍田西8丁目の処分ですね、今回5,019万円からの損失が出たわけなんですけれども、これもともと、開発公社というのはきちっとした目的を持って土地を購入されていると思いますけど、代替用地として購入された時、こういう大きな土地であった場合、今も町道に、先ほどの今言われた町道に隣接している土地を取得したとかいう話でしたけど、その大きい土地の道の関係につきまして、奥行きのある土地で前面しか公道に面していないとかいう場合、代替用地として取得した場合に、当初にやはり順次代替用地として使いやすいように道というのは整備をしていかれるのが本来なのか、それともここにあるように、道路用地として後で確保をしてこれされてるんですけどね、そうすることによって、後で道路用地の分もかなりの損失が町の一般会計で言えば出るといふふうに思うんですけども、これは手法としてはどうなのでしょう。今後のこともありますのでね、その考え方についてちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、総務委員会でもご指摘がありましたように、道路用地は先にやっぱりしていくことが妥当であろうと、順当であろうと、そういうこともございます。

この土地等については、いかるがパークウェイ等の関係等について、新楓町のあの地域の方々がここへ移るといふことも踏まえてここを買ったわけですから、そういうことで、今、鬼坂の関係等について、その所有者がここへ移っていただけるということはあるがたい話だと思っております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今後も、そしたら今の町長の方針もお聞きいたしました。極力やっぱり一般会計に負担のかからない状況で進めていっていただけるようお願いをしておきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） ほかがございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第14号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）の報告についてを終わります。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、陳情第4号 陳情書を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、陳情第4号 陳情書は日程に追加し、議題とすることに決しました。

ただいま議題となっております追加日程1、陳情第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明7日、8日は休会、9日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

(午後0時21分 散会)